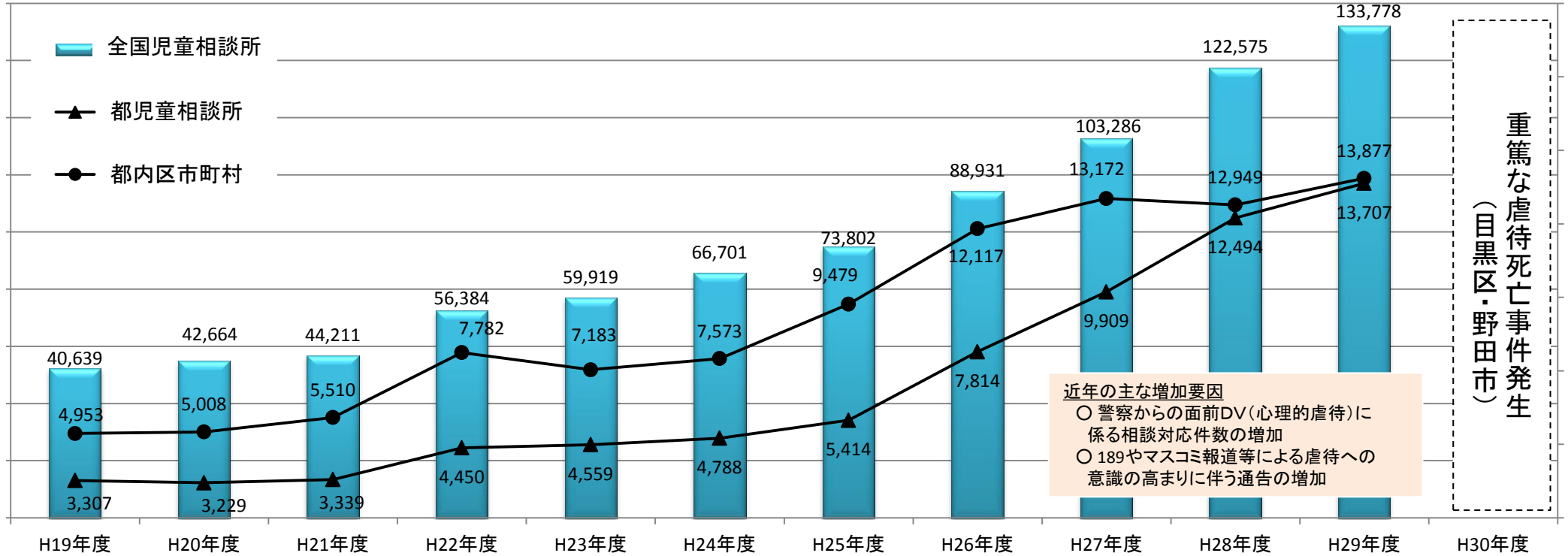


# 児童相談行政を取り巻く現状

## 《増加を続ける虐待対応件数》



## 児童相談行政のステージの変化

### 児童虐待対応の高度化・厳格化 (2018年度)

- 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- 虐待通告受理後48時間以内の安全確認の徹底、安全確認できない場合の立入調査の実施
- 児童相談所と警察の情報共有の強化
- 子供の安全確保を最優先とした躊躇のない一時保護や施設入所等の実施の徹底

### 児童相談所と区市町村の体制強化 (2019年度～2022年度)

- 児童相談所の体制強化として、児童福祉司を大幅に増員(人口3万人に1人、児童福祉司一人当たりの相談件数40ケース相当)するとともに、児童心理司、保健師、弁護士、一時保護所職員の体制を強化
- 区市町村の体制強化として、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置を促進

### 児童福祉法の改正等 (今後)

- 子供の権利擁護(体罰禁止、子供の意見表明権の保障)
- 児童虐待の発生予防・早期発見(健診未受診者の安全確認、子育て世代包括支援センターの設置促進)
- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(体制強化、児童相談所の設置促進、資格化、関係機関の連携強化)
- 社会的養育の充実・強化(里親開拓・支援の拡充、児童養護施設等の地域分散化、自立支援の強化)

# 東京都児童相談所の現状と課題

## ◆ 職員の確保が困難、かつ経験年数の浅い職員が多い

年度(4月1日時点)		2016	2017	2018	2019	2022
児福司	定数	227	250	273	315	—
	政令基準数 (人口・相談件数に基づく)	223 (人口6万人に1人)	276 (人口5万人に1人)	297 (人口5万人に1人)	372 (人口4万人に1人)	500 (人口3万人に1人)
心理司	定数	91	104	117	141	—
	政令基準数 (児福司2人に1人)	112	138	149	186	250

2022年度の政令基準数は、2017年度の児童人口・相談件数に基づき計算

- 政令基準数に対する児童福祉司、児童心理司の定数が不足
- 児童福祉司、児童心理司の約半数が経験2年以下

平成31年4月1日現在経験年数

児童福祉司				児童心理司			
0~2年以下	3~4年以下	5年以上	計	0~2年以下	3~4年以下	5年以上	計
52.46%	15.10%	32.44%	100%	49.16%	20.58%	30.26%	100%

- 定数増と未経験化が進む中で、職員の育成やSVの確保が課題  
(スーパーバイザー)

## ◆ 面前DV通告や泣き声通告などの増加

年度	2015	2016	2017
虐待対応件数	9,909	12,494	13,707
面前DV通告		2,534	4,483
近隣知人からの通告	2,801	2,980	2,993
助言指導・非該当	7,999(81%)	10,645(85%)	11,914(87%)
里親委託・施設入所	460(5%)	415(3%)	433(3%)

- 面前DVや泣き声通告などにより虐待通告は増加
- 助言指導や非該当で終わるものが約9割弱
- 里親委託や施設入所を必要とする重篤なケースは横ばい
- 重篤な虐待ケースや里親委託・施設入所中の児童への面会、家庭復帰への対応に十分時間を費やすことが困難な状況

## ◆ 一時保護所の恒常的な定員超過、職員増員に伴う施設の狭隘化

- 一時保護所入所状況

年度	2015	2016	2017
入所定員	213	213	213
平均入所率	107.7%	113.8%	109.2%
平均保護日数	41.3日	42.4日	41.9日
一時保護委託数	725件	851件	843件

- 区市町村研修派遣受入状況

年度	2017	2018	2019
研修派遣受入人数	35	66	76

- 児童養護施設や里親などへの一時保護委託を活用しても、年間を通して常時一時保護所の定員が100%を超えている。
- 児童福祉司、児童心理司急増(H27:287人→H31:456人)や研修派遣受入増加に伴い、事務室や相談室のスペースの確保が困難
- 国の動向(一時保護所の環境改善・体制強化や児童相談所の設置促進など)も踏まえながら、課題に対応していくことが必要

# 子供家庭支援センター(区市町村)の現状と課題

## ◆ 人材の確保や育成

○ 子供家庭支援センター職員の業務経験年数

常勤職員(65%)				非常勤職員(35%)				総計
0~2年 以下	3~4年 以下	5年 以上	計	0~2年 以下	3~4年 以下	5年 以上	計	
288	93	92	473	144	52	55	251	724
61%	20%	19%	100%	57%	21%	22%	100%	

(出典)虐待対応担当窓口の運営状況調査(平成29年4月1日現在)

○ 職員の入れ替わりが頻繁であり、常勤、非常勤ともに約6割が経験年数2年以下

○ 非常勤が占める割合が高く、経験の蓄積や共有が課題

## ◆ 区市町村の強みである寄り添い型のきめ細やかな支援

- 児童相談所と連携して、厳格な虐待対応が求められる一方、母子保健施策や子育て支援施策を活用した寄り添い型の支援を行わなければならない
- 住民と距離が近いこと、保護者等との対立を生じる厳しい指導が難しい場合がある
- 住民や関係機関から継続的な関わりが求められ、支援が長期化する場合がある
- 個別ケース検討会議開催が増加し、要保護児童対策地域協議会調整機関としての業務が増大している

## ◆ 保護者支援や心理的なケアを実施するための体制確保

- 保護者支援に資するプログラム(ペアレントトレーニング等)を実施できる体制確保が課題
- 専門職による保護者支援のノウハウの蓄積が少なく、心理職が配置されていたとしても、アセスメントや心理ケアを活用した支援が課題

※ これまで区市町村や児童相談所職員などから伺った意見を参考に作成しています。子供家庭支援センターの現状や課題は、各自治体で様々であることにご留意ください。

# 東京都児童相談所と子供家庭支援センター(区市町村)の現状と課題

